

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 保安林の指定予定：（産業労働局農林水産部森林課）…一
- 保安林の指定解除予定（二件）…（同）…一
- 保安林の指定施業要件の変更予定…（同）…一
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）…（産業労働局商工部地域産業振興課）…二

規則（公）

公告

告示

●東京都告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町氷川字井戸入一〇八〇番（次の図に示す部分に限る。）、字小留浦一〇九四番、一二八三番

一、同番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町日原字檜尾一〇二四番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

令和五年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町日原字檜尾一〇二四番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の

ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市南浅川町二九三番一・三二四七番一・三四五八番イ・三四五九番・三四九六番・三五〇二番一・三五〇三番・三五三一番一・三五三二番一（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めなす。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

規 則 (公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月22日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第9号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車通行止め」を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に改め、同項第4号サ(五)中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第36条第3号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。）」を削り、同号サ(オ)を次のように改める。

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療費支給認定（色素性乾皮症に係るものに限る。）を受けた者

第3条の2第1項第4号ア及び同条第2項第4号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改める。

第10条第1号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) タンデム車（2以上の乗車装置及びベンダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させるとき。

第19条第1項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自

転車」に改める。

別記様式第4の3中

申請事由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 難病患者手帳 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 小児慢性疾患患者手帳 <input type="checkbox"/> 歩行困難により社会生活が著しく制限されると公安委員会が認める者
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申請事由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 難病患者手帳 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療費支給認定（色素性乾皮症に係るもの） <input type="checkbox"/> 歩行困難により社会生活が著しく制限されると公安委員会が認める者
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改める。

附 則

- この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路交通規則別記様式第4の3による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出ご
ごさい

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
 令和五年五月二十二日
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 トリエ京王調布A館
- 二 店舗所在地 調布市布田四丁目四番地二十二
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康
- 六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 京王グリーンサービス株式会社ほか四十名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 京王グリーンサービス株式会社ほか三十七名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社神戸屋ほか六名
- 十 変更前の小売業者の住所 大阪府大阪市東淀川区豊新二丁目十六番十四号(株式会社神戸屋)ほか
- 十一 変更後の小売業者の住所 大阪府豊中市新千里西町一丁目二番二号(株式会社神戸屋)ほか
- 十二 変更前の小売業 福田 三千男(株式会社アダスト

- 十三 者の代表者名 リア)ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 木村 治(株式会社アダストリア)ほか
- 十五 変更日 令和五年二月三日ほか
- 十六 届出日 令和五年三月二十四日
- 十七 縦覧期間 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧時間 令和五年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 一 店舗名 トリエ京王調布B館
- 二 店舗所在地 調布市小島町二丁目四十八番地六
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康
- 六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ビックカメラ
- 八 変更前の小売業者の代表者名 木村 一義
- 九 変更後の小売業者の代表者名 秋保 徹
- 十 変更日 令和四年九月一日ほか

- 十一 届出日 令和五年三月二十四日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和五年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ケーズデンキ多摩ニュータウン店
- 二 店舗所在地 八王子市別所二丁目三十九番地五
- 三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス
- 四 設置者住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号
- 五 変更を行った設置者名 株式会社ケーズホールディングス
- 六 変更前の設置者住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二
- 七 変更後の設置者住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号
- 八 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス
- 九 変更前の小売業者の住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二
- 十 変更後の小売業者の住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号
- 十一 変更日 令和四年八月一日
- 十二 届出日 令和五年三月二十九日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

<p>十四 縦覧期間</p> <p>振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>令和五年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>ヤマハ銀座店</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>中央区銀座七丁目九番十四号</p> <p>三 設置者名</p> <p>株式会社ヤマハミュージッククリエイト</p> <p>四 設置者住所</p> <p>港区高輪二丁目十七番十一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名</p> <p>押木 正人</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名</p> <p>西村 淳</p> <p>七 変更日</p> <p>令和五年四月一日</p> <p>八 届出日</p> <p>令和五年四月二十八日</p> <p>九 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間</p> <p>令和五年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。</p> <p>令和五年五月二十二日</p>	<p>一 店舗名</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>渋谷フクラス</p> <p>三 設置者名</p> <p>渋谷フクラス管理組合</p> <p>四 設置者住所</p> <p>渋谷区道玄坂一丁目二番三号</p> <p>五 変更前の駐車場の数及び位置</p> <p>二箇所 店舗東側ほか</p> <p>六 変更後の駐車場の数及び位置</p> <p>五箇所 店舗東側ほか</p> <p>七 変更日</p> <p>令和五年十一月三十日</p> <p>八 届出日</p> <p>令和五年四月二十七日</p> <p>九 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業</p>
<p>十 縦覧期間</p> <p>振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>令和五年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>渋谷区道玄坂一丁目二番三号</p> <p>三 設置者名</p> <p>渋谷フクラス管理組合</p> <p>四 設置者住所</p> <p>渋谷区道玄坂一丁目二番三号</p> <p>五 変更前の駐車場の数及び位置</p> <p>二箇所 店舗東側ほか</p> <p>六 変更後の駐車場の数及び位置</p> <p>五箇所 店舗東側ほか</p> <p>七 変更日</p> <p>令和五年十一月三十日</p> <p>八 届出日</p> <p>令和五年四月二十七日</p> <p>九 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業</p>

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

電話 〇三(五三二)一一一一(代)

（郵送料を含む）

